

新版

生涯学習時代の 教育制度

久保内加菜

樹村房

新版
生涯学習時代の
教育制度

久保内加菜

樹村房

はじめに：新版によせて

1. 本書の特徴

本書は、教職を志す学生の、大学教職課程の基礎科目「教育制度（教育に関する社会的、制度的又は経営的事項）」に対応したテキストです。教職教養の内容をカバーすることに加え、児童福祉施設の職員や学芸員、司書、社会教育主事を目指す方、地域の医療・保健、また教育や文化芸術の活動に携わる方に向けて、基本的な教育制度の仕組みと国や自治体の取り組みを理解でき、知的な探求に応えられるように構成しました。特徴は、次の5点にまとめられます。

第一に、教育制度の全体像を見通しやすいよう短めの15章で構成し、法規等は本文中に主要な条文を入れ、文章の流れの中で読めるようにしました。

第二に、学校教育を中心に社会教育と教育行政、また保育等の福祉行政の分野を取り入れ、子どもに関連する施策を横断して見通せる構成としました。

第三に、国の教職課程コアカリキュラムの該当科目に対応し、昨今の施策を含めて地域連携と学校安全についての内容を強化しています。

第四に、アクティブ・ラーニングの方法を重視し、特に第15章は、発展的に学ぶためのさまざまな情報やワーク例を載せました。

第五に、可能な限り最新の動向を載せました。数値のデータや法改正等から、制度が具体的に、また生き物のように見えてくることを期待しています。

2. 本書の使い方

実は本書は冒険をしています。教育史の章や、法令を抜粋した参考資料は独立させず、必要な情報を本文中に収めました。特徴の第一で挙げたとおり、教育制度の全体像を俯瞰しやすいよう、文脈の中で史実や条文を読める構成を重視したためです。そのため、法律の全文を見通す場合は「教育六法」[→第15章1]や総務省の法令データベース「e-Gov 法令検索」を参照してください。

本書は15章に分かれますが、横断的な理解が必要となります。特に教育制度の核となる義務教育の内容はほとんどの章で触れるため、特に参照すべき用語やテーマは文中に[→第○章△]と表記して検索しやすくしています。

大学で開講される教職課程の科目では、アプローチが異なるとは言え、教育制度に関する内容が扱われます。例えば「教職概論」で教員の制度を、「教育課程論」で学習指導要領の詳細を学ぶことで、相互の理解が深まるでしょう。

本書はわかりやすい解説に努めましたが、内容のレベルは落としていません。明治期に遡りますが、国の幼稚園教諭（^{ほほ}保姆）の養成課程の最終学年に、「園制大意」という科目がありました。卒業後に指導的立場に就く生徒に、学校経営の基礎知識と気構えを説いた講座だったと推測されます。本書も、国や自治体、また教育に携わる先人が培ってきた教育制度についての理解を、地域の現場に携わる学習者が実際の仕事や相談助言に生かせることを目標としています。

3. 教育改革と教育制度

本書が刊行された後も、国や自治体の教育改革が進んでいます。社会の情勢を見ながら、既得の知識や理解をブラッシュアップしていくことは大切です。

一方で、教育制度の根本と法令遵守の原則は変わりません。そのため、本書は可能な限り、法令の条文やデータに立ち返っています。旧版の「はじめに」で、古英語学者の父の信条が“Back to the Manuscripts（写本に回帰せよ）”だったと書いたところ、「コピペ（丸写し）」と勘違いされた方がいたようですが、古代や中世のイギリスで作成された写本は、句読点が打たれた位置等の確認により言語の成り立ちを研究できる基礎資料です。分野の違いはあれ、基本的な資料と情報を確実におさえると、教育を語る言葉の説得力は飛躍的に高まると確信します。

本書を世に出してくださった株式会社樹村房社長の大家栄一様、旧版に引き続き丁寧な編集をしていただいた安田愛様に心よりお礼を申し上げます。本書が学習者の生涯学習につながる、良い入門書となることを願います。

2025年1月

久保内 加菜

新版 生涯学習時代の教育制度

も く じ

はじめに：新版によせて 3

第1章 教育制度のすがた 13

1. 現代日本の教育制度：幼稚園から社会教育まで 14
 - (1) 学校教育 14
 - (2) 社会教育 16
2. 日本の学校制度の特質：海外との比較から 17
 - (1) 単線型の学校制度 17
 - (2) 6-3制の義務教育 20
 - (3) 専門職養成課程の開放制 21
 - (4) 幼稚園と保育所の分化 21
 - (5) 特別支援教育における分離教育体制 22

第2章 学校制度と教育法規 23

1. 学校の種類 24
 - (1) 学校とは何か 24
 - (2) 法制上の「学校」 24
 - (3) 学校教育法で示された「学校」の種類と目的 25
2. 設置者別に見る学校制度 27
 - (1) 設置者別の学校の特質 27
 - (2) 公教育の原則と拡大 29
3. 教育法規：学校制度を中心に 30
 - (1) 学校制度を支える法制度 30
 - (2) 教育法規の構造 30
 - (3) 教育法規の現在 32

第3章 現代日本の義務教育制度 ————— 35

1. 義務教育制度の原理…………… 36
 - (1) 義務教育とは何か 36
 - (2) 義務教育の内容・目標 37
 - (3) 国・地方公共団体の役割 37
2. 義務教育制度の実際…………… 38
 - (1) 就学義務 38
 - (2) 就学の猶予・免除 39
 - (3) 就学の援助 40
 - (4) 障害のある児童生徒に関する就学奨励制度 41
 - (5) 児童生徒の労働保護 42
 - (6) 私立学校への助成 43

第4章 さまざまな義務教育のすがた ————— 45

1. 障害のある児童生徒の義務教育…………… 46
 - (1) 特別支援学校と義務就学 46
 - (2) 特別支援学級・通級による指導 47
 - (3) 病院内に設置された学級（院内学級） 49
 - (4) 訪問指導（訪問教育） 49
2. 海外で暮らす子ども・外国につながりをもつ子どもの義務教育…… 50
 - (1) 海外に在留する日本人の義務教育 50
 - (2) 海外から帰国した子どもの義務教育 51
 - (3) 外国につながりのある子どもの義務教育 51
3. フリースクール・山村留学・夜間中学など…………… 53
 - (1) 義務教育段階の子どもが通う民間の団体・施設
（フリースクール） 53
 - (2) 山村留学・通学合宿等 54
 - (3) 中学校夜間学級（夜間中学） 55
 - (4) 少年院における矯正教育 56

第5章 後期中等教育と高等教育 57

1. 高等学校：高度な普通教育と専門教育 58
 - (1) 高等学校の多様性 58
 - (2) 高等学校の学科・教育課程の多様性 58
 - (3) 総合学科の誕生 60
 - (4) 高等学校教育における「単位」の活用 60
 - (5) 特別支援学校の高等部 61
2. 後期中等教育のこれからを考える 62
 - (1) 後期中等教育の現状：高等学校を中心に 62
 - (2) 後期中等教育を支える制度改革の動向と課題 63
3. 高等教育機関と類似施設 64
 - (1) 大学・短期大学 64
 - (2) 高等専門学校 65
 - (3) 専修学校・専門学校 66
 - (4) 行政機関の所管する施設 68

第6章 幼稚園と幼児教育の制度 71

1. 幼稚園のすがた 72
 - (1) 幼稚園の成り立ち 72
 - (2) 幼稚園制度の現在 73
 - (3) 幼稚園の教員制度の動向 76
2. 幼稚園の教育課程 79
 - (1) 幼稚園教育要領の嚆矢 79
 - (2) 幼稚園教育要領の変遷 79

第7章 社会教育と生涯学習振興行政 83

1. 社会教育と生涯学習振興行政 84
 - (1) 社会教育とは何か 84
 - (2) 生涯教育と生涯学習振興行政 85
2. 社会教育施設・社会教育関係団体 86

- (1) 社会教育施設の機能 86
- (2) 社会教育施設の種類 86
- (3) 社会教育関係団体 91
- 3. 社会教育・生涯学習推進行政に求められる専門性……………92
 - (1) 社会教育に関する専門職 92
 - (2) 社会教育を促進するための専門性 93

第8章 国と地方の教育行財政……………95

- 1. 国の教育行政……………96
 - (1) 教育行政の基本原則 96
 - (2) 文部科学省の任務・組織 96
 - (3) 内閣・大臣、審議会等の位置づけ 97
- 2. 地方公共団体における教育行政……………98
 - (1) 地方の教育行政の基本原則 98
 - (2) 教育委員会の構成 99
 - (3) 教育委員会の職務権限：事務局が行う事務 100
 - (4) 教育委員会の職員 101
- 3. 教育財政……………101
 - (1) 教育財政の基本原則 101
 - (2) 国の教育財政：文部科学省関係予算 103
 - (3) 地方公共団体の教育財政 103
 - (4) 文教費・教育への公的支出 104

第9章 教職員の制度……………107

- 1. 法制度から見た「先生」……………108
 - (1) 教員制度の歴史 108
 - (2) 教職員の種類 109
 - (3) さまざまな教職員の制度 110
 - (4) 教諭等の充当職 110
- 2. 教員の免許……………111

| | |
|----------------------------|-----|
| (1) 教員免許状の制度 | 111 |
| (2) 教員制度の特例 | 112 |
| (3) 教員の質保証とキャリア形成 | 113 |
| 3. 教員の身分・服務 | 114 |
| (1) 公僕としての教師 | 114 |
| (2) 教職員の服務：職務に専念する義務 | 114 |
| (3) 身分上の義務：遵守すべき服務規律 | 115 |
| 4. 教員の研修制度 | 116 |
| (1) 教員と研修：学び続ける職責をもつ専門職として | 116 |
| (2) 法定研修 | 116 |
| (3) 国・教育委員会が行う法定研修以外の研修 | 117 |
| (4) 私立幼稚園教員の研修 | 117 |
| (5) 自主研修・自己研鑽 | 117 |

第10章 学校経営・学級経営と児童生徒の管理 119

| | |
|-----------------|-----|
| 1. 学校経営 | 120 |
| (1) 学校経営の概念 | 120 |
| (2) 校務分掌 | 120 |
| (3) 学校経営の改革の動向 | 121 |
| 2. 学級の経営 | 122 |
| (1) 学級の概念 | 122 |
| (2) 学級の種類 | 122 |
| (3) 学級と特別支援教育 | 123 |
| (4) 学級担任 | 124 |
| 3. 児童生徒の管理 | 124 |
| (1) 就学・入学 | 124 |
| (2) 就学の猶予・免除 | 125 |
| (3) 修了・卒業・転入等 | 125 |
| (4) 就学義務の終了について | 126 |
| (5) 出席の管理 | 126 |

- (6) 出席停止 126
- (7) 指導要録等の表簿の管理 127
- 4. 指導の一環としての懲戒…………… 127
 - (1) 懲戒とは 127
 - (2) 法令上の懲戒 128
 - (3) 事実上の懲戒 129
 - (4) 体罰 129

第11章 教育課程と教科書・教材…………… 131

- 1. 教育課程の歴史的特質…………… 132
 - (1) 教育課程とは何か 132
 - (2) 教育課程の歴史：初等教育を中心に 132
- 2. 学習指導要領…………… 133
 - (1) 学習指導要領とは何か 133
 - (2) 学習指導要領の変遷 134
 - (3) カリキュラム・マネジメント 135
 - (4) 教育課程特例校の制度 135
- 3. 教科書・教材の制度…………… 138
 - (1) 教科書とは何か 138
 - (2) 教科書の無償制と教科用図書・教材 138
 - (3) 教科書の検定と採択 139
 - (4) 特別支援教育における教科用図書 140
 - (5) 教材・施設等の整備 141
 - (6) 補助教材の扱い 142

第12章 学校安全・学校保健・学校給食…………… 145

- 1. 学校安全…………… 146
 - (1) 子どもの安全・安心を守ること 146
 - (2) 安全教育・防災教育 146
 - (3) 学校施設・設備の整備 147

| | |
|------------------------|-----|
| (4) 学校・地域・家庭と連携した体制づくり | 148 |
| (5) 学校事故 | 149 |
| 2. 学校保健 | 149 |
| (1) 学校保健の規定 | 149 |
| (2) 健康相談・健康診断 | 149 |
| (3) 感染症の予防 | 150 |
| (4) 学校保健・教育相談の充実 | 151 |
| 3. 食育・学校給食 | 152 |
| (1) 学校給食の歴史と現状 | 152 |
| (2) 学校給食の実施状況 | 153 |
| (3) 栄養教諭と学校給食の展望 | 154 |

第13章 地域連携の制度 157

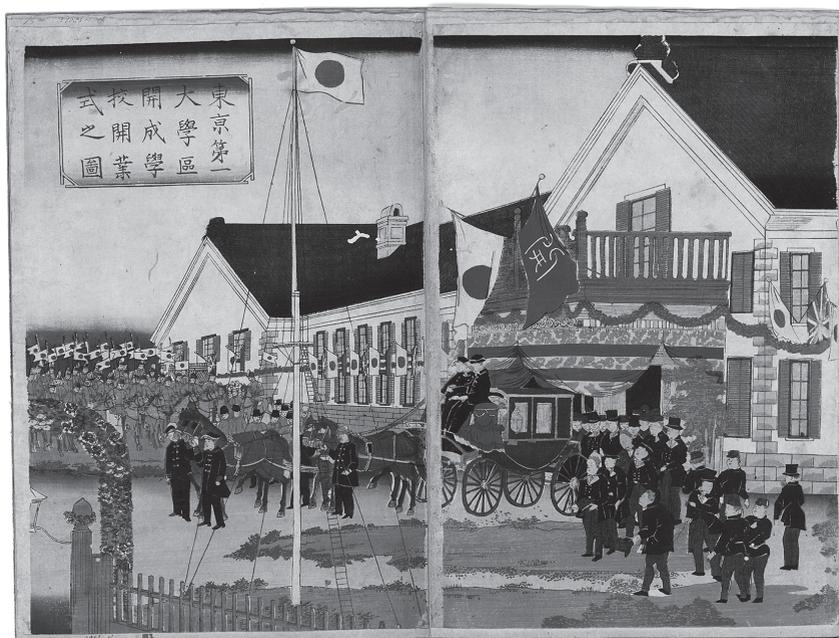
| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 地域連携：学校を核とした教育環境づくり | 158 |
| (1) 地域連携の意義 | 158 |
| (2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会） | 158 |
| (3) 学校の教育活動を支援する主な制度 | 160 |
| 2. 学校評価と学校運営情報の提供 | 162 |
| (1) 地域連携のツールとしての学校評価・情報提供 | 162 |
| (2) 幼稚園における学校評価 | 163 |
| 3. 地域連携が求められる教育課題 | 165 |
| (1) 「いじめ」問題への対応 | 165 |
| (2) 人権教育の取り組み | 166 |

第14章 児童福祉と教育：保育，放課後，家庭教育 169

| | |
|------------------------|-----|
| 1. 児童福祉の制度改革と幼稚園 | 170 |
| (1) 子ども・子育て支援制度の導入 | 170 |
| (2) 幼稚園の制度改革 | 171 |
| 2. 小学校児童の放課後の教育事業 | 173 |
| (1) 放課後児童クラブ：児童の健全育成及び | |

| | | |
|-------------|--|------------|
| | 放課後児童対策として | 173 |
| (2) | 放課後子供教室：子どもの「居場所」として | 174 |
| (3) | 放課後子ども総合プラン | 175 |
| 3. | 家庭教育：教育行政の領域をめぐって | 176 |
| (1) | 家庭教育の位置 | 176 |
| (2) | 家庭教育に関する施策の展開 | 178 |
| 第15章 | 教育制度の現在：発展的に学ぶために | 179 |
| 1. | 基本的な文献資料を調べ、理解を深める | 180 |
| (1) | 官報、法令集 | 180 |
| (2) | 省庁の白書、調査報告 | 180 |
| (3) | 自治体の広報誌、報告書 | 181 |
| (4) | 審議会、行政委員会の答申等の報告 | 182 |
| (5) | 新聞、雑誌等 | 182 |
| 2. | 一次資料と教育の現場に学ぶ：課題を探求する | 183 |
| (1) | 図書館、専門書の活用 | 183 |
| (2) | 施設見学・フィールドワーク | 183 |
| 3. | 教育制度を調べ、考えるためのワークの例 | 185 |
| | [ワーク1] 国の審議会（答申）や計画を調べる | 186 |
| | [ワーク2] 学校の設置状況を調べる | 188 |
| | [ワーク3] 市区町村の幼稚園の設置状況と個別の幼稚園の 運営を調べる | 191 |
| | さくいん | 194 |

教育制度のすがた



「東京第一大學區開成學校開業式之圖」（1873年）画：曙斉国輝，出版者：萬屋孫兵衛
出典：国立教育政策研究所教育図書館 貴重資料デジタルコレクション

<https://www.nier.go.jp/library/rarebooks/painting/370.98-314/>

上の図は、東京大学（東京都文京区）の前身となる開成学校の祝典の様子です。旗やモールで飾られた洋風建築の校舎前に天皇の臨幸を受け、礼服姿の男子生徒や教職員、馬に乗った巡査が車駕を囲みます。太政大臣三條實美や参議板垣退助、工部大輔伊藤博文等の錚々たる閣僚も参集しました。

開成学校は欧米の学校に倣って9月入学で（帝国大学が4月入学となるのは1921年です）、主に英語で授業が行われました。明治政府にとり「学校」、また「教育」の制度の創出は、近代国家の威信をかけたプロジェクトでした。

生涯学習時代と言われる今日は、世界中の国や地域で子どもから大人に至るまで、学校を核とした公教育の制度が整えられています¹。多様な教育の領域や機関があるため、まずは日本の教育制度の全体像を見ていきましょう。

1. 現代日本の教育制度：幼稚園から社会教育まで

[図1-1]は2023(令和5)年度現在の多様な教育機関や領域を示す、文部科学省が作成した図です。主に左側は各種の学校が、年齢で積み上がるように示されています。右上に広がるのは社会教育の領域です。学校教育と社会教育に大別される教育の領域と、それぞれに該当する機関を確認しましょう。

(1) 学校教育

a. 幼児教育・就学前教育 [→第6, 14章]

就学前(小学校入学前)の満3歳以上の子どもを対象とする学校は、幼稚園と特別支援学校(幼稚部)があります。2006(平成18)年に幼稚園と、児童福祉施設(保育所)の制度を併せ持ち、3歳未満児も入園できる認定こども園の制度²が加わりました。[図1-1]には教育施設ではありませんが、保育園等と呼ばれる保育所も、参考として書き込まれています。

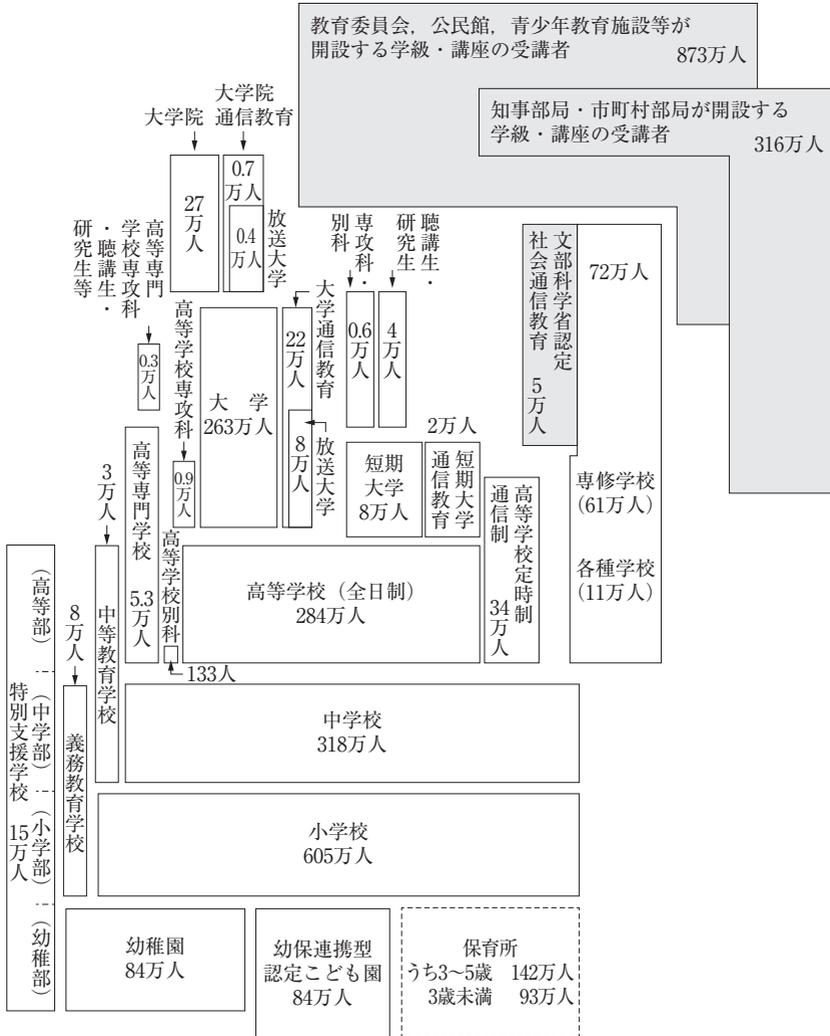
b. 初等教育 [→第3, 4章]

満6歳に達した児童が対象となる6年間で、「学校」には小学校と特別支援学校(小学部)があります。義務教育は、初等教育と次項cの前期中等教育を合わせた段階となり、学齢期に該当するすべての国民が通います。

2016(平成28)年度より、小中一貫教育を行う義務教育学校が校種の一つに加わりました。9年制で、初等教育の段階は前期の6年間となります。

1：本書は教育に関する制度を幅広く扱います。ペダゴジー(pedagogy)と訳される「教育学」は幼児や青少年が主な対象ですが、他にも成人教育学、老年学(gerontology)、死の教育(death education)等もあります。

2：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)」にもとづき設置・認可される教育及び保育の施設です



| 社会教育施設利用者 (年間延べ数) | |
|----------------------|-------------------------|
| ◆公民館 (類似施設を含む) | ◆青少年教育施設 755万人 |
| 1億1,020万人 | ◆女性教育施設 430万人 |
| ◆博物館 (類似施設を含む) | ◆社会体育施設 2億2,806万人 |
| 1億3,970万人 | ◆民間体育施設 1億7,933万人 |
| ◆図書館 1億4,249万人 | ◆生涯学習センター 1,170万人 |

(資料) 文部科学省「学校基本統計」(令和5年度), 「社会教育調査報告書」(令和3年度)等

図 1-1 学習人口の現状

出典：文部科学省 (2024) 『令和5年度 文部科学白書』 269頁

c. 前期中等教育 [→第3, 4章]

初等教育修了後の3年間に当たり、具体的には中学校と特別支援学校（中学部）の他、1998(平成10)年に新校種となった6年制の中等教育学校（前期の3年間）、前項で触れた義務教育学校（後期の3年間）が挙げられます。前期中等教育までが義務教育ですが、ほとんどの生徒は次項dの段階に進学します。

d. 後期中等教育 [→第5章]

高等学校と特別支援学校（高等部）、中等教育学校（後期の3年間）が該当します。義務教育段階の終了後は学校の種類や就業年限等が多様です。高等学校には3年制の全日制と3年以上の定時制・通信制の他、1年以上の別科³があります。なお、高等専門学校は、次項eに挙げる高等教育機関にあたります。専修学校は「一条校」ではないですが[→第2, 4章]、中卒者が対象の高等専修学校は、後期中等教育機関として機能しています。

e. 高等教育 [→第5章]

高等教育を代表する校種は大学です。学校として最高位の段階にあり、通信教育課程や短期大学、大学院、また放送大学も含まれます。また、中卒者が入学できるおおむね5年課程の高等専門学校（高専）も高等教育機関です。

広義の高等教育機関には、「一条校」とは異なりますが[→第2章1]、専門課程を置く専修学校があります。これらは専門学校と呼ばれます。

(2) 社会教育 [→第7章]

[図1-1]の右上の領域の、主に青少年と成人を対象とした学校外の教育です。具体的には、[図1-1]下部に示される公民館や図書館、博物館、体育施設等の施設や、都道府県・市区町村の教育委員会の開設する学級・講座が主な社会教育の場です。「生涯学習」と呼ばれる場合があります。

なお、専修学校のうちの一般課程と、11万人の学習人口を擁する各種学校は、特に年齢や入学資格の規定はありません。義務教育や中等教育を終了した教育課程の内容をふまえた発展的な学習（継続教育）が展開されるという意味で、

3：中卒者を対象に技能教育を施す学校。唯一の公立校の横浜市立横浜商業高等学校別科（Y校別科）は、全日制2年課程の理容科と美容科を置きます。

社会教育及び生涯学習に関わる教育機関としての性質を有しています。

2. 日本の学校制度の特質：海外との比較から

現代において特に義務教育段階の教育とアメリカ、イギリス [以上が図1-2]、フランス、ドイツ [以上が図1-3] の学校制度との比較から、日本の学校制度の特質は次のようにまとめられます⁴。

(1) 単線型の学校制度

ヨーロッパの学校制度は私的な施設を含め、次の二系統の歴史をもちます。

- ①中世より社会の支配層や富裕層の子弟を対象に、高等教育を頂点に、その予備段階として中等教育がつくられ、いわば下の段階へと発展させた系統。
- ②近代以降の大衆層や職人等を対象に、基礎的な初等教育を出発点として、中等教育や専門職養成等と、上の段階へと拡充された公立校の系統。

上記の①と②では就学年限や教育課程が異なります。多様な学校系統が乱立した状態は「複線型」と呼ばれ、いわばエリート層の①と、大衆層の②の学校系統のあいだの移動は困難でした。

20世紀以降は多くの国で民主的な公教育が追求され、「単線型」の学校体系が普及しました。つまり、国民に義務教育として初等教育と（前期）中等教育を保障します。18世紀に民主的な共和国を発足させたアメリカ合衆国が代表的なモデルであり、終戦後の日本の学校制度改革に影響を与えました。

一方で、中世に大学がつくられ、近代に大衆向けの初等学校制度⁵の創設を

4：海外の学校制度は次の資料を参考にしました。文部科学省（2024）『諸外国の教育動向 2023 年度版』明石書店 [→第 15 章 1]、二宮皓編著（2023）『世界の学校：グローバル化する教育と学校生活のリアル』学事出版

5：産業革命期にモントリアル・システム（助教法）と呼ばれる一斉授業の方法が確立され、主に都市の労働者階級の子どもを対象とした学校が普及しました。この大衆教育の仕組みは、欧米だけでなく日本の学校制度に影響を与えました。

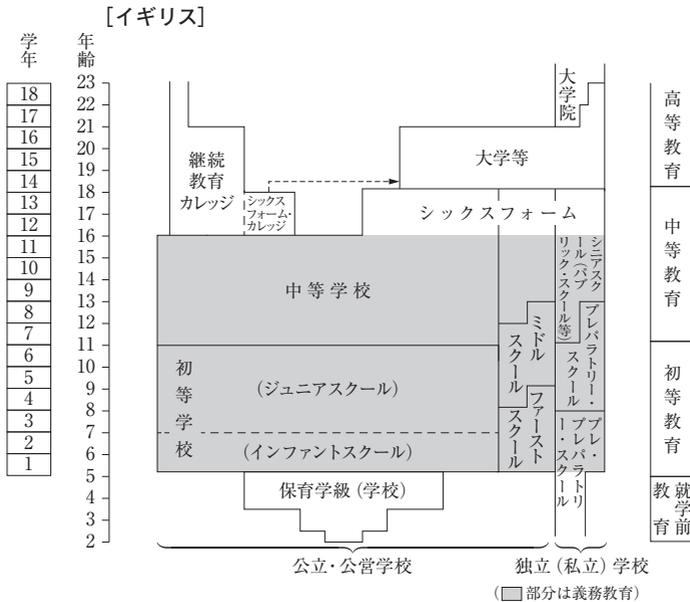
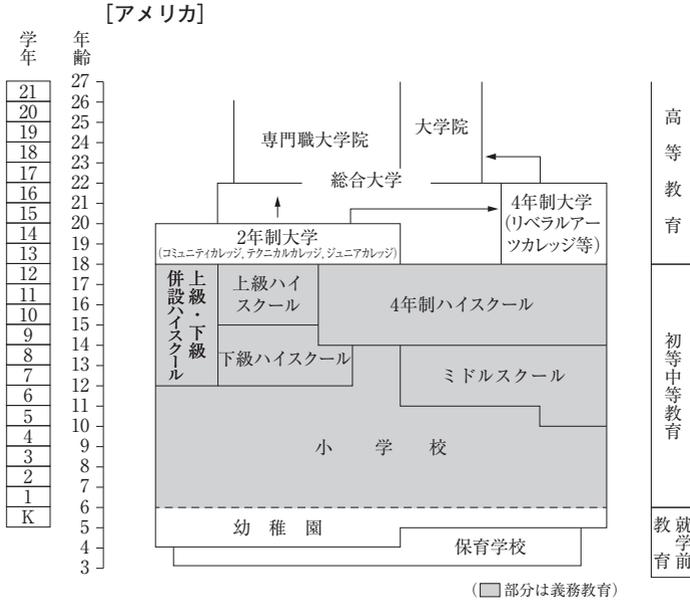


図1-2 アメリカ、イギリスの学校系統図

出典：文部科学省(2024)『諸外国の教育動向 2023年度版(教育調査第162集)』明石書店、292、293頁

先導した歴史をもつイギリスには、複線型の特徴が残ります。現在の義務教育段階にある初等学校は5歳から始まりますが、劣悪な労働や生活環境からの子どもの保護の歴史が、就学年齢の早い理由の一つです。[図1-2]の右側の、①に当たる独立（私立）学校の系統は、パブリック・スクール⁶に代表されるように富裕層が主な対象で、公費補助を受けずに充実した施設と教育課程を有し、名門大学の予備校的性格をもちます。就学前段階に関しても、少人数教育の民間施設や家庭教育⁷の伝統があります。独立学校のようなエリート教育を行う公立校も増えました。

19世紀後半以降は、複線型から「分岐型」への移行が進みました。全国民が基礎学校で同じ初等教育を受け、中等教育段階より能力や適性に応じて学校系統が分かれる特性は、今日のドイツに顕著です。つまり「10歳」で大学進学を目指すギムナジウムと専門職養成に向けた実科学校、職業訓練が中心のハウプトシューレの三つの校種に分かれます。もっとも近年では学校系統の選択や移動がより柔軟となる制度が州ごとに策定されています。

（2）6－3制の義務教育

1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（日本は1994年に批准）の第28条には次の条項があります。

児童の権利に関する条約（第28条1） 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

- (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
- (b) 種々の形態の中等教育の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

6：かつては家柄の限られる全寮制の男子校で、映画「ハリリー・ポッター」（2001-）の「魔法学校」は、パブリック・スクールのイメージで創作されています。

7：ミュージカル映画（1964）の「メリー・ポピンズ（Mary Poppins）」は、1910年代のロンドンの銀行勤めの家庭に住み込むナニー（乳母）が主人公です。

このように子どもの権利の観点から無償の初等教育の就学と、中等教育の奨励を国の義務とすることは、国際的な標準となっています。

戦後の日本ではアメリカをモデルに単線型の学校制度に変わり、初等教育である6年制の小学校と、中等教育機関の3年制の中学校の「6-3制」と呼ばれる9年間の義務教育制度が確立されました。一方でアメリカでは各州で独自の制度をもち、現在は5-3-4制が一般的です。また、義務教育年限を12年とする州が増えています。

フランスでは2019年の教育基本法改正によって義務教育の就学年齢が3歳に引き下げられ、16歳までの13年間の義務教育年限が実現しました。また、かつては15歳の義務教育終了が部分的に認められましたが、社会格差の是正を目的に、2020年度より16歳から18歳までは教育・訓練等に従事することが義務づけられました。イギリスの中等教育も、同様の制度が導入されています。

日本では義務教育段階の年齢制が徹底されますが[→第3章2]、海外の学校では課程制（修得主義）が採られ、厳格な成績判定による留年や、成績優秀な子どもの飛び級、本人や保護者に応じた就学年齢の選択が一般的です。

(3) 専門職養成課程の開放制

戦前の日本は、進路や性別等により学校の種類や年限が異なる分岐型の性格をもちました。例えば小学校の教師（訓導）になるには、今日の中学校の段階から男女別の師範学校に入りました。戦後は大学での教員養成が原則となり、国が認めた教職課程を大学に置く「開放制」と呼ばれる仕組みにより、私立の総合大学や専修学校等であっても教員免許が与えられます。

今日は中等・高等教育の多様化と開放的な専門職養成は多くの国で見られ、EU圏では学位や職業資格が他国で適用できる制度設計も進められています。教員養成ではフランスの高等教員養成学院やイギリスの1年制の教職専門課程のように、大学卒業後に教育学を学ぶ大学院（修士課程）も見られます。

(4) 幼稚園と保育所の分化

日本の就学前教育は、学校である幼稚園と福祉施設である保育所が併存し、両者を一体化させる認定こども園の制度は強化されましたが[→第14章1]、

幼児教育と福祉行政もとの保育の二元化に特徴があります。これは、ドイツや韓国等にも見られます。

また海外では幼稚園の他、小学校に附設された幼児学級が多く見られます。フランスでは保育に欠ける状態の2歳児が幼稚園に優先的に入り、3歳からは義務教育として無償で幼児教育を受ける仕組みが実現されています。

(5) 特別支援教育における分離教育体制

日本では、障害のある子どもに特別な配慮を行う特別支援学校が通常の学校系統と別建てとなった、「分離教育」の体制が根付きました。2006(平成18)年に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」(日本は2014年に批准)にもとづき、2022(令和4)年に国連が日本政府に対して勧告を出し、分離した特別教育の見直しが要請されましたが、日本では独自の特別支援教育を継続・充実させる方針が採られることとなりました。

海外でも古くから支援教育を目的とした公私立の学校施設が発達しましたが、今日ではインクルーシブ(統合)教育の方針が主流です。アメリカやフィンランド等では通常の学校に特別支援学級やプログラムが置かれ、学校系統の分離は行われていません。

フランスでは20世紀初等より軽度の障害のある子どもは通常の学校制度の中で教育が行われ、特別支援教育を行う私立校も優先的に認可され、公立校と同等の国の財政負担がなされてきました。2005(平成17)年の「障害者の権利及び機会の平等並びに参加及び市民権のための法律」制定により統合教育が原則となり、障害のある子どもが通常の学校環境で教育を受けることとなりました。

[著者プロフィール]

久保内 加菜 (くぼうち・かな)

東京大学教育学部卒業, 東京大学大学院教育学研究科博士課程
満期退学 (教育学修士)

山脇学園短期大学専任講師, 早稲田大学等非常勤講師を経て,
梨本加菜として鎌倉女子大学児童学部准教授就任

現在 鎌倉女子大学児童学部教授

主著 『教育の経営・制度』 (共著) 一藝社

『生涯学習の基礎 [新版]』 (共著) 学文社

『博物館教育論』 (共著) ぎょうせい

『改訂 視聴覚メディアと教育』 (共著) 樹村房 ほか

新版 生涯学習時代の教育制度

2025年3月6日 初版第1刷発行

検印廃止

著者 久保内 加菜

発行者 大塚 栄一

発行所 株式会社 **樹村房**
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川 5-11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

組版・印刷／美研プリンティング株式会社
製本／有限会社愛千製本所

©Kana KUBOUCHI 2025 Printed in Japan

ISBN978-4-88367-405-3

乱丁本は小社にてお取り替えいたします。